

学校における主な感染症一覧及び登校基準

小矢部市教育委員会

○学校において流行を広げる可能性が高い感染症(出席停止)

令和6年6月1日~

病名	主要症状	出席停止期間の目安	保護者提出物
1 インフルエンザ	高熱が3~5日続き、頭痛、筋肉痛、嘔吐下痢など伴い風邪より重症感がある	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	インフルエンザ用 「登校届」が必要 その他感染症用 「登校許可証明書」 が必要
2 百日咳	特有な連続性、発作性の咳が長期にわたって続く	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
3 麻しん(はしか)	・発熱、結膜炎、鼻水 ・口腔内に小さな白斑ができ、2~3日後に全身湿しん出現	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺(耳たぶの下)の急性腫脹を主症状とする	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
5 風しん(三日はしか)	・熱と共に全身に発しんができる ・耳後部のリンパ腺が腫れる	発しんが消失するまで	
6 水痘(みずぼうそう)	水をもった赤い発しんが全身にできる、発熱しない例もある	全ての発しんがかさぶたになるまで	
7 咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、結膜炎、咽頭炎を主症とする(アデノウイルスが原因)	主要症状消退後2日経過まで	
8 新型コロナウイルス感染症	・発熱、倦怠感、喉の痛み、咳などが主症状 ・嗅覚、味覚異常	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	新型コロナウイルス 感染症用 「登校届」が必要
9 腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	水様性下痢、腹痛、血便などがでる、ときに重症になる	感染のおそれがないと、医師が認めるまで	その他感染症用 「登校許可証明書」 が必要
10 流行性角結膜炎(はやり目)	急性結膜炎、眼瞼腫脹、目やになど(アデノウイルスが原因)		

○その他の代表的な疾患への対応の目安(欠席)

※診断された病名が「アデノウイルス感染症」のみの場合は欠席

病名	主要症状	欠席期間の目安、留意事項	保護者提出物
11 溶連菌感染症	39℃前後の熱、咽頭痛、細かい鮮やかな発しんができる	適正な抗菌剤内服後24時間以上経過し、 全身状態が良好であれば登校可	提出不要 ※後日出席停止扱いとなった場合でも不要
12 手足口病	手のひら、足の裏、口の中に水疱ができる、時に無菌性髄膜炎を認めることがある	・回復後も長期間、便中にウイルスが排泄される ・不顕性感染も多く、校内での感染を抑えるための出席停止は効果が少ない	
13 ヘルパンギーナ	突然の高熱、咽頭痛を訴える、喉の奥に小さな水ぶくれができる(夏かぜの代表的な疾患)	・発熱、咽頭痛、髄膜炎などの合併症がなく、 全身状態が良好であれば登校可	
14 伝染性紅斑(りんご病)	かぜ様症状を認めた後に顔面頬部に紅斑が出現する、四肢にレース状紅斑を伴う	・発しんが出た時期にはすでに感染力はほとんどない ・全身状態が良好であれば発しんがあつても登校可	
15 マイコプラズマ感染症	継続する頑固な咳、胸部レントゲンにてスリガラス状の陰影を認めることがある	・血液検査による診断確定には1週間以上必要、診断されない感染者も多い ・全身状態の症状が改善すれば登校可	
16 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) ※ロタウイルス、ノロウイルス、腸管アデノウイルスなど	嘔吐と下痢が主症状であり下痢便が白くなることがある、時に発熱を伴う	・症状のある間が主なウイルス排泄期間 ・嘔吐、ひどい下痢から回復し、全身状態が良好であれば登校可 ・症状改善後も便中に7~10日ウイルス排出あり	
17 アタマジラミ症	かゆみを訴える、原因是アタマジラミ	卵を探して取り除いたり、シラミ駆除剤による駆除は必要であるが、出席停止は不要で登校可	
18 伝染性軟属腫(水いぼ)	・いぼ以外の症状はない ・数年かかることがあるが、自己免疫によって自然に治癒する	・いぼの内容物に直接接触しない限りは感染しない ・ビート板(プール)などの共用を避ける、多数の皮しがある時でもプールは可 ・出席停止は不要で登校可	
19 伝染性膿痂しん(とびひ)	水疱や膿疱がやぶれてびらん、かさぶたを形成する	適切な治療をすることと、病変部を露出しなければ出席停止は不要で登校可	

学校保健安全法施行規則(令和5年5月8日から施行)を基に作成